

いろと各方面から、日本の科学技術の振興には、こうしたらいいというようなりっぱな御意見を学者から承る機会が多いのでございます。しかしながら、残念なことには、その基礎的な研究が応用化されない。こういうようなことで、すでに外国でそれが応用化されて、日本にそれが逆輸入されたという例もたくさんその実例があるわけでありまして、こういうような基礎研究と応用研究との間に関連性がない、あるいはいりっぱな学者の言われたことが、実際に政治として取り上げられて、日本の国力の発展のためにそれが実際に応用されていないという点に、日本の科学技術の一番大きな欠点があるのではないかと。やはり学界と民間と官界との間の連絡というものが不十分であるという点に、科学技術の一番大きな欠点があるんじゃないかと。こういうような点から、私たちは科学技術庁というものはぜひ設置して、政府内部の科学技術の意見というものを統一していかなければいけない。こういうことで、私たち科学技術に關係のある議員が、数年前から科学技術庁の設置という点については推進して参つたやうな次第であります。幸いにいたしまして、今度政府が科学技術庁の法案を出されるということになりましたが、しかし大学の研究の自由というものは、この際われわれも侵したくないというところから、政府の提案になつておりますように、大学におけるところの研究は、これを対象から除くというところにはわれわれも異論がありませんけれども、もちろんこの科学技術庁の取り扱う關係行政機關の中には、文部省が入つておるわけでありまして、そこ

で、文部省は大学の研究のことをおやりになるのでありますから、直接には、科学技術庁としては大学の研究はやりませんけれども、文部省を通じて、大学の研究というものの一つについて、一般の科学技術の振興のためにこの際協力していかねばならぬ。先ほども申しました通り、基礎研究というものと、それを応用化した国力の発展というものととの連絡というものに、大いに尽力を願わなければならぬと思ふのであります。この点につきましては、文部大臣とされては、科学技術庁の発足に当りまして、文部省もこれに大いに御協力される意思であるかどうかということ、まず第一にお聞きしたいと思ふのであります。

○清瀬國務大臣 今、前田さんが初めに御説明になつたやうなことは、ほかから従前耳にするところでありまして、大学の自治はむろんでありますけれども、国家の施設でございますから、応用方面においても、原理の方面においても、十分国の役に立たせるやうにいたしたいと思ひまして、よりより過日以來考へておるところでございます。科学技術庁には全面的に協力いたしたいと思ひます。

○前田(正)委員 それでは、具体的にこの法案につきましてお聞きをしたいと思ふのであります。これは法制局とちよつと關係がありまして、法制局と関連して一つ御質問させていただきます。まず最初に、これは法制局の方にお聞きしなければならぬと思ふのであります。この第三條の任務というところに、「科学技術庁は、科学技術の振興を圖り、」ということが書いてあり

まして、そのあとの、「科学技術」に關する行政を総合的に推進する」というところには、「人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。」ということになつておるのであります。この法文から見ますならば、当然先の「科学技術の振興を圖り、」というところは、広く人文科学、大学の研究も全部入つておると解釈して、科学技術庁は全般にわたつて科学技術の振興のために努力していい、そういうことを考へてもいいと私は解釈したいと思ふのであります。法制局はどう考へておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○野本政府委員 第三條の法文自体から見ますと、最初の科学技術というところには別に除外はございませんで、次の科学技術というところには、カッコをいたしまして除外してあります。従ひまして、第三條だけから見ますと、初めの「科学技術の振興を圖り、」というところには、これはここでは広く読んでも差しつかえないと思ひます。あとの科学技術というところでは狭く読んで差しつかえないと思ひます。あとの科学技術というところでは狭く読んで差しつかえないと思ひます。あとの科学技術というところでは狭く読んで差しつかえないと思ひます。

いたしますけれども、科学技術庁の人材が、たとへば科学技術庁の長官は科学技術振興のために、各方面にわたつていろいろのことを考へたりあるいは発言をしたりするといふやうなことは、これは差しつかえないのだと思ふのであります。どうでしようか。その点あります。科学技術庁長官はそういうことを発言しちやいかぬものであるかどうかということ、その辺も一つ伺いたいと思ふのであります。

○野本政府委員 十一條の方に關連いたしますが、十一條の二項、三項のあたりで、「科学技術の振興」という文字が出ておるわけでありまして、これは、法文から見ますと、第三條においては「科学技術」(以下同じ)とありますので、十一條の方の科学技術というのも、法文といたしましては、カッコが除かれたやうになつてくると思ひます。しかしながら、特に大学とかなるとか言わないで、科学技術一般について論ずる上におきましては、そのうちにおのづから含まれるといふやうになるのは、必ずしもこの法律の趣旨に反することにならないのではないかと存する次第であります。

○前田(正)委員 今の通りの十一條以下、こういう行政的な事務には、当然除外されるというところはわれわれも考へており、科学技術庁の長官として、行政的な事務をやるというものは、当然除外されると思ふのであります。今の御答弁のように、一般的に科学技術の問題を論ずる、——行政的に論ずるわけではございませんけれども、科学技術庁の長官が発言をせられておるというところでは困りますので、そういう一般的な一般的に科学技術の振興をはかるために努力するといふことは、私は差しつかえないのじゃないか、こう思ふのであります。特に第三條にも、「主たる任務」といふうちに、「主たる」という字がはつきりある以上は、差しつかえない、こう思ふのであります。

そこで、次に第七條の企画調整局の事務についてお聞きしたいと思ふのであります。この第七條の事務は、科学技術行政協議会のやつておりました事務を大体これに含めておるわけでありまして、この科学技術行政協議会は、従来各省にわたりますところの技術者の渡航の問題でありますとか、あるいは各省にわたりますところの機械の輸入の問題、こういった問題について、一部でございまして、一括費用を計上して持つておりました、そのうちから文部省あるいは大学の研究設備費等も出しておつたといふやうなことがあるのであります。これは当然第七條の第二、三號で、これは今度は大学の研究といふふうにはつきりできないと思ひますが、文部省の分も含めて當然技術の渡航費用あるいは機械の購入費用といふやうなものをとりまして、それを文部省に渡して、文部省が適当に大学に使うなりあるいは産業教育に使うなり、それは自由でありますけれども、文部省のものを含んで総合調整をするといふやうなことは、私は、私は権限として差しつかえないと思ふのであります。これはどう御解釈になりますか、一つ聞かしていただきます。

○野本政府委員 この点は、やはり先ほどの問題と関連いたしまして、第七條第二號、第三號あたりの科学技術といふものからは、やはり第三條のうし

ろの方のカッコのついた科学技術ということになるわけであります。特に大学とか何とかいうことではなくて、文部省その他の関係機関一般の問題として論ずる場合においては、必ずしも大学の自治をそこなうという趣旨に反しないわけでありますから、この法律の趣旨からは、そういうことはできないとまで言わなくてもよいのではないかと存する次第であります。

○前田(正)委員 これは将来各省の権限事項について問題を起すといけませんので、はなはだあれでありますけれども、この際一つ文部大臣も、従来こういうことを施策として取り扱っておりましたと同じように、企画調整局でも取り扱って差しつかえないかどうかというところについてお聞き願いたい。

○清瀬國務大臣 法制局と同一に解釈しております。

○前田(正)委員 そうしますと、従来通り取り扱って差しつかえないわけでございますか。

○清瀬國務大臣 さようです。

○前田(正)委員 次に、もう一つこの問題で法制局にお聞きしなければならぬことは、予算が決定いたしましたあと、これは従来科学技術行政協議会におきましては、各省にわたる予算の使用の場合においては、たとえば、私も聞いております実例は、ガス・タービンの研究のときであったと思ひますけれども、特別の委員会を設けて、各省の予算の使い方といふことが、配分の仕方というか、そういうことについて、総合的に打ち合せをしてやっておったのであります。こういうようなことは、当然第七号第二号の事務の總

合調整をということで、予算を使用する場合に、各省にも関連あるもので必要のある場合には、その予算の使い方について調整をするということも差しつかえないと思ひますが、これはどうでございますか。

○野本政府委員 予算の関係では、第七号第三号に出ておりますが、第二号でも「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること」とありますので、この趣旨に反しない限度においては、今言つた程度のこともある程度可能ではないかと存する次第であります。

○前田(正)委員 第三号の方は、これから見積りを立て、予算をとるまでの場合のように思ひますが、あるいは配分計画も、その予算の見積りを立てるときには当然入っていると見ますから、配分計画のことも入って予算の見積りを立てておられると思ひます。しかし、私が今申し上げましたのは、予算を実際に使うときに、各省と関連のある場合には、総合調整したいということ、大体今のお話の通り、第七号の第二号として読んでいっても差しつかえないのではないかと、私はこう考へておるのであります。それは差しつかえないだらうと思ひますが、どうでございますか。

○野本政府委員 第七号第三号に、予算関係、経費関係が書いてありますので、ほやけた点はありますが、第二号は非常に広く書つておられるわけでありまして、ある程度のことではこれでもかくなえるのではないかと考へておる次第であります。

○前田(正)委員 それでは、次に第十一条の問題についてお聞きしたいと思います。

うのであります。第十一条は、先ほども政府委員から多少述べられた通りであります。が、われわれも、ここに書いてあります科学技術の振興という意味には、大学の研究は入っていない、この中々考へるのでありますけれども、第十一号第二項の「科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要がある」と認めるときは」というのは、いわゆる大学の研究は含まれないという理由のもとにおいて、必要があるというときは、関係行政機関、たとえ文部大臣に對して、その大学の研究のことも、大学の研究は含まれていない理由でありますけれども、ぜひその内容を知らたいというふうなことで、一つ大学の研究のことについても資料を出してもらいたい、大学の研究を知りたいから一つ出してくれ、こういうことでは、この法文にひつかかると考へるのであります。大学の研究のためには、大学の研究の内容について、一つ文部大臣からも資料として出してもらいたいということでは、第十一条第二項の法文で、資料の提出及び説明を求めることができるといふふうに読めると考へるのであります。法制局の答弁を先にお聞きしたいと思います。

○野本政府委員 ただいまの十一号二項に関する限りは、御説の通りだと思ひます。前段の、「科学技術の振興」を図るため必要があると認めるときは」というこの科学技術については、やはりカッコのついた方の科学技術でありまして、大学自体とまで特にこれを取り上げていうのは多少いかがかと思ひます。一般に、わが国の科学技術

の振興のため必要があると認めるときには、文部大臣に對して大学の資料を出してくれということでは、別に大学の研究の自治に反しませんから、可能であらうと思ひます。のみならず、大学の研究には別に秘密ということもございまして、いさへいさへから、そういう意味からいっても、実体的に考へてみましても、大学の研究の自治というものをそこなうものではないのでありますから、これは問題ないと存じます。

○前田(正)委員 今の説明で大体明瞭でありますけれども、この際文部大臣から、必要があるときは、大学の研究の内容についても、資料を提出して差しつかえないかどうか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 同様な趣旨でありまして、本日これは書いてきておりますから、これを朗読します。科学技術庁長官が、第十一号第二項によつて文部大臣に必要な資料の提出を求める場合には、一般的な科学技術の振興をはかるための資料として、大学に関する資料を要求することはできます。

○前田(正)委員 それで明瞭になりました。次に、第十一号の三項でございますけれども、この勧告をする場合には、科学技術の振興ということがこれに関する重要事項となつておられるので、二項とは多少違つてくると思ひますのでありますけれども、しかし、たとえば科学技術に関する問題等、一般的、抽象的な問題については、文部大臣の方に勧告しても、特に大学ということをお聞きしたい。この法文以外のことでは、科学教

とか、あるいは大学の研究者の優遇をはかつてもらいたいとか、あるいは官庁の方は、この際研究費を非常にたくさんつけたので、文部大臣の方もそれに相當して研究費をつけられたらどうかとかいうようなことは、言つても差しつかえない、一般的、抽象的なものは勧告しても差しつかえないと思ひますが、法制局はどうでございますか。

○野本政府委員 一般に科学技術の振興をはかるために必要があると認めました際に、科学技術庁の長官が、一般的の意味で、文部省の關係する分野について、一般的な科学技術の振興という意味で、特に技術の振興をはかつていくという趣旨で文部大臣に勧告するのは、差しつかえないと存じます。

○前田(正)委員 文部大臣はいかがお考へになりますか。

○清瀬國務大臣 そのことも、後目の解釈の基準となると思ひまして、書いて参りましたから、朗読いたします。

科学技術庁長官が第十一号第三項によつて勧告する場合には、直接大学の研究のみを目的として勧告することはできないが、文部大臣に對して科学技術の振興に関する重要事項について、共通の、総合的に勧告するうちに大学に該當する事項があつても差しつかえないと思ひます。その場合は、文部大臣はその勧告の目的のために、大学に對して必要な指導助言を与えることができる。

○前田(正)委員 以上で大法文に對します文部省關係のことは明らかになつたのであります。そこで文部大臣に、この法文以外のことでは、科学教

育の問題で一つお聞かせ願いたいと思ふのであります。

私たちが、原子力の問題で過日各国を回りまして、アメリカの原子力の委員会事務局長に会いましたところ、原子力の当面しております大きな問題の一つとしては、アメリカの理工系の卒業生が、ソビエトの理工系の卒業生の比率よりも低いということが大きな問題であつて、このままではおきますと、アメリカはソビエトに取り残される。何としてもこの理工系の卒業生をふやさなければならぬ。しかし御承知のように、アメリカは国立の大学がありません。州立、私立が非常に多いのであります。これが原子力の研究に対して非常に大きな問題になつておるのだ。こういう話をしておられました。振り返つて私たちが日本の現状を見ますならば、御承知の通り、アメリカの理工系の卒業生よりか、まだ日本の理工系の卒業生の比率は少ないのであります。こういうことになりまして、世界の一般の教育の実績からわが国は取り残されていくんじゃないかと思ひます。そのことは、ひいてはわが国の今後の国力の問題に大きな影響を与えてくれると思ふのであります。そこで理工系の教育をふやせといひましても、予算の必要なことであります。また私立の大学におきましても、なかなか金のいることで大へな問題であると思ひますけれども、しかしながら、文部大臣としては、世界が今申したような方向に動いておらず、その方面に御努力をされる考えであるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 わが国の教育のう

ち、われわれが前田さんとも新見を出しておるのです。一つは一般の教育に日本的な道徳基準が足らぬ、他方は科学教育が不十分だということ。これを究の重要な政策として制領にお書きに相なりましたから、それを実行するために、今回臨時教育制度審議会なるものをお作り願ひようになつております。これは国会議員もお入り願ひ、国会外の学者、実業家、科学者といふものもお入り願ひまして、ほかの二つばかりのことがありますが、それで日本の大学教育をどうするかといふことの検討を願ひて、深く広くこのことの方針をきめていただきたいのであります。しかしながら、この研究を遂げるためには、一年または一年以上の期間を要しますから、とりあえずの必要といたしまして、本年度においても、科学技術の進歩に應ずること、できるだけ大蔵省とも交渉してやつておるのでございます。現に原子力のことは、京都大学、東京大学においてその研究を始めていた。航空機のことは名古屋と九州と二カ所に、艦艇のことは横濱と三浦と二カ所に、病理のことは、世間でいうウイロスの研究所も京都に置いていた。何分わが国の財政は貧弱でございまして、とつていふアメリカ、ソ連と抵抗するだけの設備はできませんけれども、教育の上においてはこれを一番大切にしよう、かように考えております。

○前田(正)委員 熱意はよくうかがふことができたが、私立の大学もやはりこの理工系の卒業生が非常に少いようでございます。これも一つ政府

がなるべく援助してやつていただきたいと思ふのであります。

そこでそういう熱意でいろいろと審議をしていかれることも、科学技術向上の一つの方向でございますが、もう一つ私たちが科学教育の点について、大きな問題を持っております。それは何かと申し上げますならば、現在の戦後の文部省の教育指導要領といふものが、そこに問題があるんじゃないかと私は思つております。御承知の通り、科学に關係しておりますならばものを考える力といふものが一番大事でございまして、このものを考える力といふものは、われわれは小学校におきましては算数によつてこれを養つておるのであります。日本は教育が非常に徹底してございまして、しかもまたわが国の算数教育といふものは、子供の時代からすぐれてございまして、日本におきましては先ほど説明申し上げました通り、すぐれた学者も出ておるのであります。しかし、残念なことに、最近の指導要領を見ておきますと、たとえば一つの例でございますけれども、算数の算の九九は、われわれは小学校の二年生で習つたと思ふのであります。が、現在は三年からこれをやるというふうになつておるようでございます。しかもそれに対して十分に子供たちが徹底した考え方を持っていないのも事実です。ひどいものになると、学校を卒業するまで九九がよくわからぬという生徒が最近あるようにも聞かれます。そういうふうな考え方は、日本の科学の技術のレベルというものは上つてこない。これにやりにこの際根本的に指導要領というものを検討していただきたい。少くとも

も私たちが見ましたところでは、算数方面においては、学力が一年、二年は確かに小学校は低下しておると思ふのであります。私はあまりその後のことはよく存じませんが、たとえば中学方面におきましても、幾何の問題等については、相當論証的な問題をおられれば中学時代には習つたと思ふのであります。私たちの記憶している範囲では、小学校の終りの時分に、図解の問題等も多少やつたように思ふのであります。しかるに今の小学生、中学生等を見ておきますと、そういうしつかりものを判断して、論証的に考え出していくという教育はあまりしてないやうに思ひます。幸い私はその方面に身内の者がおりますので聞いてみますと、そういうものは、現在の指導要領にはないのだ、そこでそういうことは教科書にも習けないし、教育もできないのだ、先生方の中にはそういうことをやりたいと思へる人もたくさんおるのだけれども、そういうものがないので教育ができていないから、日本のこの方面の学力が低下しておるのだという話を聞いたのであります。私たちは、日本の科学技術の基礎空間に非常にすぐれた学者がおるといふことは、世界に誇るものの一つであると思つておりますけれども、今のような教育をしていきますならば、将来そういううりつばな学者は出てこないやうになるのではないかと思ふのであります。従つて理工系の卒業生を多く出していただくために、今の大臣のような熱意をもつて御努力願ひたいと思ふことにけつこうでございますが、もう一つの問題として、基礎的なものを考へていく力を、小学校、中学校時代か

ら教え込んでいくために、指導要領とか、教科書とか、そういうものから根本的に再検討して、少くともわれわれが習つた時代と同じ程度のことにはこの際やつていただくように、文部大臣にお願いしたいと思ふのでございまして、いかがでございましょうか。

○清瀬國務大臣 戦後の新教育では、今、前田さんのおっしゃる理想、すなわち自発的思考力を養ふといふことは努めておるのです。昔のような詰め込み暗唱は排斥しておるのであります。しかしながら戦後転換いたしましたから、まだ指導になれておらぬという理由もあると思ひますが、学力低下といふことは、各方面から言われております。その原因がどこにあるかを研究して、学力の低下を防止したいと思つております。今回教育制度再検討の機会に、必ずづつかる問題と思ひますから、皆さんの御知恵を拝借して、昔のように詰め込みはせぬ、自発的といふから幾らか時間はかかるのですが、初めから結果を教えるよりは、学年等が自然と延びることもありましようけれども、皆さんの御知恵を拝借して、学力の低下は極力防止したいと思つております。

○前田(正)委員 今のお話はもう一つだと思ふのですが、自発的に考える方がかえつて時間がよけいにかかるというお話でありますけれども、昔二年で習つたものを三年からやつたのでは、卒業するまでに間に合わないのではないかと。むしろ今のお話のように、自発的にやつて、時間をかけてやるということになるならば、二年でやつたものは一年からやるということでは、切

いか。それから科学教育という問題で、われわれはよくわかりませんけれども、自発的にものを考えていくという事は、なるほど必要なことでありますけれども、どうも昔のわれわれが勉強しておりました時間数より一算数とか、あるいは文学方面でいへば国語でありましょう。国語が基礎であります。その基礎の国語で文学的にものを考えていくとか、あるいは科学的にものを考えていく算数とかいふ基礎のものの時間が、どうもわれわれが習ったときよりは少いように私は思うのであります。これは必ずしも全部科学者になつてもならなくてもいいのでありまして、文学者になつてもいいのもけつこうであります。やはりのを考へてもならう人になつてもならなくちゃならない。そういうものを考へていく基礎的なものを、時間的にふやしていくように私は考へていただきたいと思ふのであります。

○清瀬國務大臣 ごもつともなお説です。今承りましたことは十分参考にして検討いたします。

○小平(久)委員 関連して一言。先ほど第十一條の第二項及び第三項につきまして文部大臣から御答弁があつたのですが、その御答弁のうちで、科学技術庁の長官の資料の提出及び説明を求めることに關してであります。これは御答弁によりまして、科学技術の振興及び資源の総合的利用に關して要求があつた場合には、文部省としては資料を出す、こういうお話のようでありました。実際問題として、今、各大学の試験所あるいは研究所等において、一体どういふ分野のことを主とし、またどういふ分野においてどういふテーマを主題として研究が進められておるか、またその研究はどういふ状態にあるのかというふうな、具体的な説明を、科学技術庁側において文部省に求めた際において、今の法制上は、私詳しくはわかりませんが、文部省は各大学に対してそういう資料を提出させることができるのであります。どうですか。

○清瀬國務大臣 大学の研究の自由を妨げることは、明治この方の伝統で忌むところでありますけれども、現在何を研究しておつて、どういふ結果になつたかというところを知ろうと思へば、これは秘密研究は一つもないのです。それから一かえつて個人の方が発明の成果を独占せんければならぬというところがありますけれども、大学じゃそれがございせんから、資料の要求がありまして、すなおにいけば御要求には応じられるもの、かように思つております。

○小平(久)委員 その点、すなおにいけばというふうな言葉で御答弁であります。今までの例で、何か文部省が必要に應じて、大学における研究の実態というふうなものを調べにならうというふうなことがあつた場合に、すなおにいかなくつた場合でもありですか。

○清瀬國務大臣 私がこの職務を担当してからは、そんなことはございせん。それからすなおにいけば、と申しましたのは、言わぬでもよかつたことですが、何をやつても人間のすることですから、あるいは感情が起つたり、英語でいうフィットが起ることがあろうと思つてあの言葉をつけ加えたのであります。すなおにいくのが当然であります。

○小平(久)委員 第三項の關係において、先ほど大臣の御答弁で、科学技術庁の長官から文部省に報告があれば、そのことについて大学に指導と助言ですか、そういうことをおつしやいまして、それは何か法制的にそういうことが大学に対して認められてゐるのですか。

○清瀬國務大臣 認められております。これは文部省設置法の五條の十八号というのを見て、この草案を作つたのでございまして。

○小平(久)委員 最後に、私はきつめて素朴な御質問を申し上げたいのです。この法案によりまして、大学の研究というものを尊重する、こういう意味において、大学の研究にかかるとは除くのだということが特にうたつてあり、提案理由の趣旨説明の際にも特にこの点の御説明があつたわけでありまして、われわれも大学における研究の自由というところは当然尊重しなければならぬことだ、これはもう理念としてはよくわかるのであります。ただし、かしながら、一面から考えますと、今度の科学技術庁というものは、どちらかというところ、実業界における科学技術の面を扱い、基礎的な研究というものは、主として大学の方が担当するといふことにおおらかなかと思ひますが、その際において、基礎的な大学における研究と実業界の、一口に言へば応用研究といひますか、そういうのが何かかけ離れる心配はないかというふうな気がするものであります。大学の方の研究というものは科学技術庁の關係からは除くのだ、こういうことがうたつてある以上、その基礎研究と実

の研究というものが、ややもすれば離れがちになるのじゃないか、そういう一つの憂いが持たれるわけです。そこで、実はこの前も局長さんにちよつと伺つたのでありますが、大学における研究の自由というものは、実際問題としてどういふふうに行われておるか。ただいまもお話ししました通り、きつめて予算も少い、従つて學者の方の研究もきつめて御不自由なものであります。そういう点、われわれもこれは非常に御同情申し上げるのであります。また素朴に考えれば、いやしくも國の金を使つて研究をする、また経費も予算も少いという以上は、その予算というものをなるべく全般的に考へて、有効なように、同じ基礎研究でもしてもらいたい。予算がいかに少くても、やはり國民の税金ですから、そういうことも反面考えられると思ふ。そういう点について、これは文部大臣としてどんなふうにお考へになつておるか、この際大臣の見解をはつきり承りたいと思ふ。

○清瀬國務大臣 大学、ことに国立大学はやはり國の施設でございまして、から、日本民族に役に立つことを研究することはむろんのこと、目的としては、國のためという目的からはずれるものではないと思ふ。ただその手段において、學者は學者の見るところによつてやるという方針をつけてやる。研究をいたすのに、外野から、それは無用だ、それは間違つておるからこうせよと言われたのでは、ほんとうの目的は達せられぬ場合があり得るのであります。これは自然科学の場合でも人文科学の場合でも同様でございまして、そういう例外な場合には、大学は大學

の見るところによつて適切な手段で研究をしよう、そういう自由を保護するのが、日本ばかりじゃなく、外國においても、憲法からしてその建前で研究の自由ということに認めるのは、そういうことであらうと私は思つております。通常の場合においては、大學の研究と科学技術庁の研究と抵觸して、にちもさつちもいかにぬというものはありますまいけれども、あるいは研究の方面は、方法論によつては違ふことがあり得ようと思ひます。ことに、こんな新しい學問でございましてから、そういう場合には、大學は大學の見るところによつて深く研究し得るという自由を留保しよう、こういうことであると思ひます。

○小平(久)委員 今の大臣の御説明からすると、學者の研究も國のためということを考へてゐるんだ、だから研究の方法は自由なんだ、だから研究ということがあると、國のためなりやいなや、その目的を選ぶことまでは、大學における研究の自由というものは含まないんだ、こゝろ解していいのですか、ちよつとそこをどうかと思ふのです。非常にむづかしいところだと思ふのです。

○清瀬國務大臣 法律で大學の種類をきめます。また國家の意思で講座科目をきめますから、そこで目的はきまつておるのです。それで、その目的を達するための方法を教授諸君がお考へ下さるということだと思ひます。一々文部大臣が出ていって、目的を示すという意味ではございせん。

○前田(正)委員 文部省に対する質問はこれで終りたいと思ひますが、あと

でき、各省庁からいろいろの局、課、部等が統合されることになると思うのでありますが、その際、これを機会にして首切りをされるというようなことをやはり官公庁などはおそれておられますが、そういうことは、今まではないと思っておりますが、この際もなれないことを一つ御確認をお願いしたいと思います。

○正力閣下 御尋ねの通り、それは決してこの際首切ることではありません。大いに拡張振興をはかる際ですから、首切りというようなことはないのであります。

○有田委員長 他に御質疑はありませぬ。か。

「なし」と呼ぶ者あり。

○有田委員長 他に質疑がなければ、質疑はこれにて終了いたします。

委員長の手元、自由民主党及び社会両党共同提案にかかります修正案が提出されておりますので、この際提出者より修正案の趣旨説明を求めます。志村茂治君。

科学技術庁設置法案に対する修正案
正案
科学技術庁設置法案の一部を次のように修正する。

第七条第五号中「科学技術に關し」を削る。

第八条第三号中「方針の調整」の下に「並びにこれらの経費の配分計画」を加える。

第十二条第三項中「三人」を「五人」に改める。

第十九条第一項の表中「科学技術に關する重要事項」の下に「並びに第本

学術會議への諮問及び日本学術會議の答申又は勧告に關する事項」を加える。

附則第四項中第十五条の改正に關する部分の次に次のように加える。

第七条第一項中「國務大臣」を「科学技術庁長官たる國務大臣」に改める。

○志村委員 今までの論議を通じまして、この条文の中で、方々疑義を生ずる点があると思ひます。その疑義は、質疑の過程におきまして明瞭になったと信ずるのでありますから、この際修正案を提出したいと思ひます。

まず第一に、第七条第五号中「科学技術に關し、日本学術會議への諮問及び日本学術會議の答申又は勧告に關すること」とありますが、これは第三条によつて、大学の除外例等もありまして、疑義を生ずる点がありますので、この際「科学技術に關し」、これだけの字句は抹消した方がよろしいと考えます。

次に第八条第三号に、「關係行政機關の試験研究機關の原子力利用に關する経費及び關係行政機關の原子力利用に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に關すること」というのがあります。これは原子力局の事務でありまして、従来われわれは、原子力局の予算關係は特に自由を多く与えなければならぬ、研究の性質上、そのようにしなければならぬと考へまして、原子力委員會設置法の第二条第三号におきまして「關係行政機關の原子力利用に關する経費の見積及び配分計画に關すること」という条項が入つて

ております。また三十一年二月三日の閣議決定の第二項の五号で、これによりまして、「各省庁所管試験研究機關の原子力利用に關する経費及び原子力利用に關する試験研究補助金等に關する予算は、昭和三十一年度以降に於いては、科学技術庁に一括計上し、必要に應じ各省の予算に移し替へるものとす。」ということが述べられておるのであります。こういう意味合いからいたしましたら、この条文においては、経費の見積りの方針だけが掲げてあります。さらに原子力委員會設置法の第二条第三号とも合致するように、「方針の調整」の下に「並びにこれらの経費の配分計画」という字句を加へることにいたしましたと思ひます。

また第十二条第三項に、審議官の数は三人という規定を規定いたしておるのではありませんか、實際としておるに、各省庁との連絡をよくするため、通産省あるいは逓信關係の電氣、あるいは農林、運輸關係、あるいは建設等の資源關係、これらの人々もまた審議官として加へる方が適當と考えておりましたので、「三人」を「五人」に改めていただきたいと思ひます。

また第十九条第一項の表の中に、「科学技術審議會」、その目的として「科学技術に關する重要事項」とあります。その下に「並びに日本学術會議への諮問及び日本学術會議の答申又は勧告に關する事項」、これに加えていただきたいと思ひのであります。

それから第五番目といたしまして、附則第四項中に、原子力委員會設置法第十五条の改正に關する部分がございまして、その原子力委員會設置法第七条

第一項に「委員長は、國務大臣をもつて充てる。」ということが書いてありますが、これをさらに厳密に規定いたしますために、この「國務大臣」を「科学技術庁長官たる國務大臣」ということに改めていただきたいと思ひのであります。

○有田委員長 ただいまの修正案に對し、何か御質疑はありませぬか。別に御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論の通告がありますからこれを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 私は自由民主党を代表いたしましたとして、ただいま志村君より提出されました修正案及び修正部分を除く原案について、きわめて簡単に賛成の意見を申し上げたいと思ひます。

わが国における科学技術の振興のためには、統一した機關を必要とするという声は、院の内外にきわめて長い間高まったのであります。それが今閣府の提案によりまして實現することになりましたことは、私どもの心から賛意を惜しまないところであります。ただ、この案をいかに検討しますならば、またそれぞれの異なつた見解が必ずしも万人の満足するところでないというところは、これは言ひ得るかと思ひます。しかし、これに

もかくにもここにわが国における科学技術行政の新しい組織を充足させるといふ見地からいたしますならば、やや不満足ながらも、今回の組織をもつて、少くともさしたるがまんをしなければならぬのやないだらうか、このうういふ感じがいたします。

しかし、特にこの際申し上げたいと思ひますことは、何と申しまして

新しい機關でありますからして、この新しい機關に對する既存の各省庁の深い理解というものがないければ、とうていこの新しい科学技術庁の運営というものは満足にいかないのではないかと。従つてまた特に各省庁との緊密な連絡というものをぜひとも今後心がけて、御運営をお願いしたいと思ひのであります。このことは原子力委員會と科学技術庁との關係についてもひとしく言ひ得るのであります。ただいま正力大臣が原子力委員會の委員長であり、また生まるべき科学技術庁の長官もなされる、こういうことでありますからして、同一の責任者によつて運営されるわけでありまして、この点はうまいかと思ひますが、原子力委員會と科学技術庁との關係というものは、これまた十分緊密な連絡のもとに今後運営をお願いしたいと思ひのであります。

さらにまたこの科学技術庁自体につきましても見ようによりますと、若干、機構がいたずらに複雑過ぎるのではないかと思はれる節もなきにしもあらずであります。これも衆知を集めてという立場からすれば、われわれも決してむげに反對するものではありません。そういう点からいっても、この新しい科学技術庁の運営につきましては、せつかく設置を見るのでありますからして、この所期の目的が十分に達せられますように、今後とも運営上御注意をお願いしたいと思ひのであります。

最後に、修正案であります。この五項目の修正案は、法文上疑義を招かれるような点につきまして、できるだけそれを説明をいたした、こういう

七

ことでありますので、われわれもこれに賛成をいたしたいと思います。

以上、要するにここにわが国の科学行政上からいたしますならば一時代を画するわけでありますので、せつかに生まれますこの役所が、十分その目的を達せられるように御運営を願ひまして、賛意を表したいと思います。

○有田委員長 岡良一君。

○岡委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま志村君御提出にかかる修正案並びにその部分を除く政府原案の科学技術庁設置法案に対しまして、心から賛意を表するものであります。

ただ、各位も御存じのごとく、私も日本社会党は、科学技術者を設置すべきであるという強い希望を持ち、またこれを代案として用意いたしました。何はともあれ、この規模においてでも満足させるべきがわが国の現状にかんがみて妥当であり、適切であるというところからいたしまして、賛意を表することにしたのであります。そういうことからいたしまして、本日は、清瀬文部大臣のほか一万田大蔵大臣、河野行政管理庁長官等の御出席をわずらわしまして、私どもとしても、科学技術庁の将来の発展のために、政府から責任ある言明を受けたいと思つておつたのであります。その方々の御出席を見なかつたことは、まことに遺憾であります。そういう点から、その方々に対して言明を得たいと存じておりました諸点を、若干希望の意見として申し述べまして、賛成の討論にかえたいと存じます。

この法案が提出されてから、委員と政府当局との間にねんごろな討論がかわされたのであります。けれども、その間、われわれとしてはいまだ納得し得ないものを多々見出したのであります。そこで、わが日本社会党は、科学技術庁というものが日本の新しい行政組織として発足をするそのときには、科学技術の振興というものはいかなるものでなければならぬかというこの根本的な原則の点について、かつて戦争が科学の母であるとか、必要が發明の父であるというふうにな言われておつた科学の発展というものが、戦争によつて導かれたりまた必要と利益によつて導かれるものであつてはならない。特に、今日原子力の平和利用という段階になつてみれば、科学は平和の母、むしろ科学は平和の嫡出子とおつた大きな、人類的な意義を持つておつたという観点からいたしまして、科学技術庁が設置されて、日本における科学技術の総合的な発展が、政府の責任において推進をされるということに、満腔の賛意を表したいと思つた。しかしながら、これまで私どもが質疑応答の間においてうかがわれるところは、いまだこの科学に対する政府の認識と申しますよりも、政府みづからが真に科学的でありたい、いわば科学する心としての心構えに立つての科学技術庁の設置ないしその運営について、非常に不十分な点を見出すのであります。先ほど文部大臣との間に指摘をされましたような事実につきましても、現在大学に於ける研究、いわば科学技術振興の基礎的研究とも見すべき大学研究室の規模あるいはまたその研究費の問題あるいはまたその分

立してゐる姿といひ、いまだ総合性が非常に欠けてゐる。科学というものは、総合性というものを一義的なものとしておるのであります。それがいまだに旧時代的なセグメンタリズムにわづらわされておつたことは、そのこと自体、日本の科学技術振興の大きな目的から見ても、大いに脱皮しなければならぬ問題だと思つた。現に、たとへば試験場の問題にいたしましても、やはり科学技術の総合的な発展をはかるという意味からいへば、これまでの各省庁に所屬しておつたところの試験場というものを、検定部分を除いたものは、やはり科学技術が当然これを統括するといふ形にいくべきものと信じます。これが依然としてやはり古い官庁のセグメンタリズムにわづらわされてしまつて、そのところまで脱皮し得ないといふようなこと、あるいは特許庁との関係にいたしましても、日本の科学技術を振興させるという意味からいへば、特許庁というものの存在はまことに科学技術の発展と不可分の問題である、ところがこれは独立な外局といたしまして、通産省の方になつておつたことになりまします。現実の問題として、現に各国の特許権の内容等が、資料としてどんどん特許庁にもたらされ、一方科学技術庁の方にも各国のデータがもたらされる。これをアブストラクトして、相互交換をし、あるいは広報活動の上に乗せて、日本全体の科学技術の水準を高める必要のある産業というものは、こうした機構の対立の結果といつたしまして、不十分となり、そのことは直ちに日本の科学技術水準に対して大きな影響を及ぼし、マイナスの影響を

もたらすことは、これはもう常識的に推定し得ることなのである。こういうような点において、今日の科学技術庁が、もつとも総合的な科学技術の発展をはかる以上は、機構そのものが旧時代的なセグメンタリズムを離れ、総合的な発展をはかるためにふさわしい総合的な機構というものが大きく飛躍し、脱皮をするということが私の第一の希望条件であります。それから、科学技術庁について申し上げるならば、たとへば、現在科学技術庁においては、将来発展すればするほど、科学者がいざ政府に雇用されて入つてくるわけであります。ところが、これらの科学者が政府に雇用された身分の形に入つてきて、彼らが自由に研究するといふときには、現在の日本の官僚制度というものは、これらの雇用された科学者の自由なる研究、また研究への意欲というものはおそろしく衝突をしておそれなれないと思つた。たとへば公務員法によつてこれらの諸君は縛られてしまふ。ところが、公務員法というものは、本来行政管理を目的としたものであつて、今、科学技術がうたうような科学技術の総合的な発展という大きな目的にふさわしい身分に立つ人たちのための法律としては、非常に不十分な点が多々あるわけであります。こういう点において、やはり日本の科学者を国が雇用する以上、その身分に関する処遇なりその他の保障なりについては、特別な配慮が必要ではなかつたかと思ふ。こういう点も今後技術庁の運営の過程において、十分政府の方で御検討をいただきたいと思ふので

あります。また、科学技術庁の予算の問題であります。予算にいたしまして、政府の予算といへば、すぐいゆる行政事務の一種の予算単位的な考え方、これを積算の基礎として、科学技術の振興に関する予算を算定しようとする傾向が、従来しばしばあり得たかのように私も思ふのであります。このようなことは、真に科学技術の振興を裏づける予算たり得ないと思ふのであります。科学の研究は、それが基礎的なものであらうと応用的なものであらうと、それは一年先の計画が立つた立派なかわからないといふような研究がたゞさんある。かと思へば、また十年先でなければ実を結ばないといふふうなものもたゞさんあるわけだ。こういう科学の持つてゐる独自性、特異性に対する理解ある考え方を持つて、科学技術の資金配分計画はもとより、大蔵省等においても、これらの科学そのものの研究の特異性というものを十分に認識せられた上における予算的な顧慮というものを、私どもは心から希望したいのであります。それから先般、特にきようお答えを願ひたいといふことでありましたが、お答えがありませんので、この機会に重ねてお願いをいたしたいと思つた。今後、政府の方でも、いよいよ科学技術の振興に當られる、その付置機関等がいろいろ新しい発明発見をする、こういう場合の発明発見の取扱いの問題であります。この点はきりきりした御答弁をいただかなかつたのであります。何と申しまして、科学技術の発明発見が政府の管理のもとに行わ

れた以上、それは、やはり全國民のものたらしめるという願慮が必要であらうと思ひます。従ひまして、現在の日本の産業規模を臨みた場合に、中小企業が非常に多い。ところが、新しい發明見、それに伴う資金設備、技術を、現在の過多な日本の中小企業に導入することは思ひも寄らないという事態があり得ると思ひますが、こういう場合においては、結局、大経営、大資本のみが政府の機關を利用し、その恩恵にあずかることになつて、中小企業と大経営というものにおける落差が非常に激しくなつてくるということとは、中小企業が、国内のみならず、對外的な貿易の面においても占むる大きな比重を考えました場合に、私どもとしては、とれないことと思ひのであります。そういう点につきましても、政府としては十分な考慮をいただいて政府の責任において推進し、科学技術の振興、それに基く新しい發明見は全國民のものとし、特に日本の過多なる中小企業のために、これらの新しい近代的な技術というものが導入され、またそれに必要な設備なり資金というものの對しての配慮を追めて、日本のあらゆる産業構造が、科学技術庁の設置に基く近代科学技術の導入の形態を予期し得るような、そういう願慮をせむとも私は願ひたいと思ひます。

最後に、海外との交流の問題であります。が、いただきました資料を見ると、まことに乏しい限りであります。文部省の留學生のごときも、本年度行つてゐる人たちは、わずかに三十一名が文部省派遣在外研究員であります。もちろんそのほかスタッフで行つ

てゐる人たちはわずかにあります。あるいは私費留學生、私立大学留學生もある。その他各機關で行つてゐる人々もありませんけれども、それにしても、主力である文部省の海外派遣員がたつた三十一名であるということは、文部省だけの問題ではなく、十年の戦争の空白を埋めて、海外からぐんぐん新しい進歩した高度な近代科学の研究なり、結果なり、技術を導入する努力において、わが国自体に非常に乏しいといふことを如実に物語るものと考えるのであります。そういう点からいひまして、どうかこの科学技術庁は、国内における科学技術の発展のために、海外における科学技術の高度な進歩、その機械の導入、また積極的にそれをお作りになるのに必要な予算などについても、十分な配慮をいただいて、日本の科学技術の水準といふものが、応用面においても基礎面においても、一日もすみやかに世界の水準に近づき、これを追いつくといふ大きな理想のもとに、この科学技術庁の将来の運営を、責任を持っておはかりいたしたい。このことを心からお願ひを申し上げます。

以上、希望意見を付しまして、社会党は、この法律案に賛成をいたす次第であります。

○有田委員長 討論はこれにて終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる修正案についてお諮りいたします。修正案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○有田委員長 起立議員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く政府原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○有田委員長 起立議員。よつて本案は、自由民主党、日本社会党共同提案にかかる修正案の通り修正可決いたしました。

この際志村委員より発言を求められておりますので、これを許します。志村君。

○志村委員 ただいま議決になりました科学技術庁設置法案に關し、附帯決議の動議を提出したいと存じます。本法案審議の過程においても、討論においても、共通して希望されておりますところは、委員会側も政府側も、本法をもつて満足しておらないといふことであります。昭和三十一年二月三日の閣議決定の「試験研究機関の檢討」に述べられておる趣旨に、従つて、すみやかに科学技術庁を拡大強化すべきであるといふことは、与党、野党政府の一致した見解であります。この趣旨を強く、しかもすみやかに政府をして実行に移させるために、次の附帯決議を採択されるように、皆さんの御賛成を願ひたいと存するのであります。

附帯決議

政府は、科学技術振興の重要性と緊急性に鑑み、中央地方を通じ科学技術に關する試験研究機関、特許行政機構等に再檢討を加へ、昭和三十一年度において科学技術庁を更に整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきである。

○有田委員長 ただいま志村委員より

提案されました科学技術庁設置法案に對する附帯決議に關し、お諮りいたします。ただいまの附帯決議に賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○有田委員長 起立議員。よつて附帯決議をすることに決しました。

政府より発言を求められておりますので、この際これを許します。正力國務大臣。

○正力國務大臣 ただいま、政府の提案につきましても、慎重審議御賛成下さしましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、ただいまの附帯決議につきましても、政府も同感であります。決議を尊重いたしまして、決議の趣旨に沿うようにいたします。それがために、まず政府としましては、調査審議室を設けまして、具体的にこの附帯決議を實行するようにいたしますから、どうぞよろしく願ひいたします。

○有田委員長 この際、お諮りいたします。ただいま議決いたしました科学技術庁設置法案に關する報告書作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なければ、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時十二分散會

(参照)

科学技術庁設置法案(内閣提出)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月三日印刷

昭和三十一年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局